平成２９年（フ）第７５号
兵庫県川辺郡猪名川町広根字九十九８　医療法人社団衿正会　生駒病院、住民票上の住所　兵庫県川西市鴬台２丁目11番地の12
債務者　堀井美香子
成年後見人　舘　　真史
1　決定年月日時　平成29年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第５０号
広島県福山市大谷台１丁目16番11号
債務者　原　　美穂
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第５１号
広島県福山市南蔵王町３丁目２番10―206号
債務者　リラクゼーションサロンスリアンこと　山本　大輔
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月３日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第３０号
青森県黒石市花園町28番地
債務者　高井かおり
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第３４号
青森県南津軽郡藤崎町大字水木字浅田71番地１
債務者　成田　和美
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第２２号
山口県防府市大字新田278番地の６　ハイツＫＯＹＡＭＡ・Ａ102号、前住所山口県防府市大字仁井令782番地の19
債務者　土山　文昭
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月７日まで　山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２６号
山口県周南市大字栗屋324番地の４　フルール17，101号
債務者　丁田　千春
1　決定年月日時　平成29年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第１４１号
仙台市若林区沖野２丁目10番45号　三輪荘201、従前の住所東京都墨田区錦糸１丁目11番３―302号　ダイアパレス錦糸町
債務者　池下　照美（旧姓赤間）
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１６０号
仙台市泉区松陵２丁目１番地の２　県営松陵住宅６―901
債務者　黒川　由美
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
仙台市若林区新寺２丁目１番１―602号
債務者　千葉千鶴子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４号
秋田県由利本荘市中田代字板井沢156番地１
債務者　阿部　仁志
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２９年（フ）第７２号
茨城県水戸市住吉町202番地の９
債務者　澤幡　弘子
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第９４号
茨城県那珂郡東海村村松北１丁目８番15号（東海グリーンハイツ　Ａ102）
債務者　田所　　淳
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第６３号
埼玉県深谷市畠山1059番地
債務者　浅川　一也
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１１０号
埼玉県熊谷市新堀1071番地３　リエス籠原209号室
債務者　花岡　勇介
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１４号
千葉県茂原市高師949番地６（グランメール301）
債務者　小林美登里
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２９年（フ）第３１号
千葉県木更津市八幡台６丁目20番６号
債務者　鈴木　琴美
1　決定年月日時　平成29年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月26日まで　千葉地方裁判所木更津支部